

平成30年(行コ)第75号

怠る事実の違法確認等請求控訴事件

控訴人 光城 敏雄 外2名

被控訴人 大東市長

平成30年11月29日

## 控訴審準備書面

大阪高等裁判所 第11民事部 ハロ係 御中

被控訴人訴訟代理人

弁護士 俵 正市



(主任) 弁護士 寺内 則雄



頭書事件について、被控訴人は、控訴人の控訴人準備書面(1)に対する反論について、以下のとおり弁論を準備する。

### 第1 大東市長の地方自治法(以下、法)96条1項5号違反について

控訴人は、平成26年5月29日付けで仮契約締結の「市民会館2階ホール増築他建築工事請負契約」について、そのままで建築関係法令に反する内容であったので、大東市長は地方公務員法32条、大東市自治基本条例17条の法令遵守義務に基づき追加工事の存在及び内容が法令に違反し、法令に適合させるために別途追加工事が必要であることを説明しなければならず、その上で議決を求めるべきならなかった。議案の提案者は上記の説明をしないで議決を経たことは法96条1項5号に違反する旨主張する。

しかし、市長は特別職の地方公務員として地方公務員法の適用を受けず（同法3条3項），大東市自治基本条例17条も法令遵守義務は文言上「市」であって市長ではない，以上の点は措くとして，仮に仮契約が法令に違反するので追加工事が必要であることを説明しなければ，平成26年6月25日付の議会の議決が住民の利益を保障し，事務の処理が住民の代表の意思に基づいて適正に行われることを法意とする法96条1項5号に違反するのか。原判決も判示するように市長又はその補助職員が，当議案の決議に重要な事項を殊更に隠蔽するなどして議会における審議を妨げたというような場合はともかく，かかる事情の存しない本件追加工事について，予算措置を含めて別に特別議決を求める予定であったことに照らせば，本件議決は法96条1項5号に違反するものではない。なお，控訴人は追加工事が大東市長の説明の範囲外と主張しているとあるが誤解というほかない（本件は説明しなくとも違法ではないケースであると主張しているのである）。

## 第2 予定価格の100パーセント落札例の存在について

控訴人は，被控訴人が乙30の事例のみをもって本件入札談合がなかったと主張しているとするが，全くの誤解である。乙30は100%落札の事例があるのに被控訴人は同事例について談合を問題としない理由は不明であること，つまり，本件について一方的に（殊更に）談合であるとするとの根拠が薄弱であることを指摘しているにすぎない。

以上